

漢語「共通」について

胡 新 祥

1 はじめに

現代中国語と日本語には何れも「共通」という語が存在している。しかし、日本語では「共通点・共通の利益」などのように、「共通」は〈二つ、またはそれ以上のもののどれにもあてはまること〉の意を表す。一方、中国語では「共通点」など、わずかな場合以外には、ほとんど使用されていないのが現状である。しかし、二〇世紀初頭の中国語資料における「共通」の使用状況は驚くほど当時の日本語と一致している。「共通」という語が一体どのように誕生し、また、日中両国間で往来していたか、本稿では漢語「共通」の語誌、そして日中間での移動を明らかにしたいと思う。

2 辞書記述と先行研究

まず、日中両国の辞書における「共通」の意味記述を見ておく。

『日本国語大辞典』（小学館 第二版 二〇〇二）では、「共通」の意味を次のように示している。

二つまたはそれ以上のもののどれにもあてはまり、通用すること。相通ずること。通有。

最初に示された例文は、『二年有半』三（中江兆民 一九〇一）の「干戈を弭め、貨幣を一にし、万国共通の衙門を設け」である（本稿では、以下、最初に示された例文だけを引用することにする）。これが初出の例であるとすれば、日本語における「共通」という語の歴史はそれほど古くはなく、幕末・明治期の新造語である可能性もある。

一方、中国の『漢語大詞典』（羅竹鳳他 一九八六）では、「通於或適於各方面的…共同」（各方面に通じる、適する…共同^①）と意味記述されており、『日本国語大辞典』とほぼ同じ解釈が記されている。その最初に示された例文は『論中國教育之主義』（劉顯志 一九〇七^②）の「極端言之、即一家族以外之社會的共通事業、亦非所問也。」である。このように、最も古い用例が一九〇七年のものであるならば、近代中国語の歴史を考えると、「共通」は

中国語古来の語ではなく、近代において新しく成立したものと見られるのである。さらに、近代において和製漢語が大量に中国に逆輸入された事実を照らすと、「共通」は当時の中国に輸入された和製漢語である可能性も否めない。また、「共通事業」という表現は筆者の中国人話者としての感覚で言うと、やや違和感があり、それよりも「共同事業」という方が現代中国語の感覚に相應しいように思われる。

そこで、北京大学中国語言学研究中心のCCCL語料庫現代漢語データベースで検証したところ、「共同事業」が一七八件もヒットしたのに対して、「共通事業」は一件も得られなかった。一方、現代日本語^③では、下記の用例(1)(2)のように、数こそ多くはないが、「共通事業」という表現が確実に存在している。

(1) 合併前の共通事業として、2市1町が協力した小口融資制度などを提案したいという。

(朝日新聞 二〇〇四年十月七日)

(2) そこで共通事業として取り組まれたのが、後継者不足で増え続けた耕作放棄地の解消である。

(朝日新聞 二〇一四年四月二日)

さらに『明治のことは辞典』(惣郷正明・飛田良文 一九八六)、『現代に生きる幕末・明治初期漢語辞典』(佐藤亨 二〇〇七)、『近現代辞源』(黄河清 二〇一〇)などを確認したところ、『現代に生きる幕末・明治初期漢語辞典』では下記のような記述が見られた。

きょうつう(ス) (形動) 共通

①「欧米ノ商業ハ会社ニテナル、市街ノ商店ハ会社ノ共通ニ

テ、此ニ赴キ生理ヲナス」(久米邦武・『米欧回覽実記』三
桑方西斯哥ノ記 上 明治四年(一八七二) 十二月十二日)

②「干戈を弭め、貨幣を一にし、万国共通の衙門を設け」(中
江兆民・明治三十四年(一九〇一年)『二年有半』三)

③「学者作家に共通なる頭とは、」(夏目漱石・明治三十八年
(一九〇五)〜明治三十九年(一九〇六)『吾輩は猫である』
八)

意味 二つ以上のものがどれにもあてはまる(こと)。また、
そのさま。

②の『万国共通の衙門』の用例が現代日本語に繋がるもので、非常にわかりやすいのに対して、①の『米欧回覽実記』の用例は成立年代こそ早いですが、「共通」の意味は非常に難解である。参考として、『現代語訳特命全權大使米欧回覽実記』(水澤周訳注 二〇〇八)の該当部分の訳文を次に引用する。

欧米の商業の多くは会社組織で、市街地の商店も会社のものである。そこに出掛けて行って仕事をするのは、ちょうど官吏が役所に通うのと同じである。

「市街ノ商店ハ会社ノ共通ニテ」を「市街地の商店も会社のものである」と翻訳していて、ここにおける「共通」は今日の(二つ以上のもののどれにもあてはまる)という意には距離があり、その意味がよくわからない。

3 古代中国語における「共通」

古代中国語における「共通」の使用状況を究明するために、北

京大CCL語料庫、中央研究院漢籍全文資料庫、彫龍中国古籍庫などの古代中国語データベースを利用して精査した結果は以下の通りである。

(3) 時有東海蕭建為瑯邪相、治莒、保城自守、不與布通。布與建書曰…「天下舉兵、本以誅董卓耳。中略。莒與下邳相去不遠、宜當共通。…中略…可取布書與智者詳共議之。」

〔漢末英雄伝〕王粲 約二〇八年

(4) 假令為仙者、以藥石煉其形、以精靈鑿其神、以和氣濯其質、以善德解其纏、衆法共通、無碍無滯。

〔芸文類聚〕七十八歐陽詢他 六二四年

(5) 触目相呈、理既共通、何不自会？

〔祖堂集〕泉州招慶寺靜・筠二禪僧 九五二年

(6) 由靈公與孔寧、儀行父等君臣竝淫於其國之内、共通夏姬、國人效之、男女遞相悅愛、為此淫泆。

〔毛詩正義〕孔穎達 六四二年

(7) 陳靈公與大夫孔寧儀共通於夏姬、廢失朝政。微舒遂殺靈公及申公蓋、將夏姬來奔於晉、晉人殺巫臣、又娶夏姬。

〔孟子注疏〕孫奭 北宋

(8) 大定二十二年定制、會試每場十五題、三場共通三十六條以上、文理優、擬斷當、用字切者、為中選。

〔金史〕脱脱他 一三四四年

(9) 經童之制、凡士庶子年十三以下、能誦二大經、三小經、又誦論語諸子及五千字以上、府試十五題通十三以上、會試每場十五題、三場共通四十一以上、為中選。

〔金史〕脱脱他 一三四四年

(10) 若諸子之學同出於聖人、諸史則該古今興亡治亂得失之變、皆不可闕者。而學者一旦豈能盡通？若合所當讀之書而分之以年、使之各以三年而共通其三四之一。

〔宋史〕脱脱・阿魯図他 一三四五年

(11) 釋例曰…凡十二月而節氣有二十四、共通三百六十六日、分為四時、間之以閏月、故節未必恒在其月初。

〔春秋左伝正義〕孔穎達 唐

(12) 衆弟兄們商量了、咱們三十箇人、各人出一百箇銅錢、共通三千箇銅錢、勾使用了、著張三買羊去、買二十箇好肥羊。

〔朴通事諺解〕 元末明初

(13) 我共通十一箇馬、量著六斗料與十一束草著、這鋤刀不快、許多草幾時切得了。主人家、別處快鋤刀借一箇來。

〔老乞大諺解〕 元末明初

(14) 你通幾箇人幾箇馬、我共通四箇人、十箇馬、車子有麼、車子沒。

〔老乞大諺解〕 元末明初

(15) 我且聽你定的價錢、這五匹好馬、每一匹八兩銀子、通該四十兩、這十箇歹馬、每一箇六兩銀子、通該六十兩、共通一百兩。

〔老乞大諺解〕 元末明初

これによれば(3)の『漢末英雄伝』(王粲 約二〇八年)が最も古い。「当時東海人の蕭建は瑯邪相を担任し、莒という所を治める。籠城して守備し、呂布とは通好しない。そのため、呂布は蕭建に書簡を送り、曰く、『あなたの莒とわたしの下邳はそれほど遠くないから、お互いに通好しあうべきである。』というような内容である。この「共通」は「往来しあう、通好しあう」と解釈される。(4)の「衆法共通」は「すべての方法が相通じる、

(5)の「理既共通」は「理が既に相通じる」という意で、これらの「共通」は「二つ以上のものがどれにも当てはまる」という意である。(6)と(7)は出典が違うものの、同じ事柄を述べている。春秋時代(紀元前七七〇〜紀元前四七六年)に、陳という国の王・陳靈公が臣下とともに夏姫という婦人に「密通、私通する」という意である。(8) (9)は金王朝(一一一五〜一二三四年)の科挙制度、(10)は南宋(一一二七年〜一二七九年)の科挙制度に対する朱熹の私見、いずれも「精通するのを併せて」という意味合いである。(11) (12)は「合計、全部」と解釈されるもので、たとえば、(12)の「咱們三十箇人、各人出一百箇銅錢、共通三千箇銅錢」は「我たち三十人、それぞれ百の銅錢を出せば、合計三千個の銅錢となる」という意である。このほか、「與君十載游、共通金門籍」(杜甫)のように「共に通う」という意、「共通庫遺失銀兩。懇免報銷」(『大清德宗景皇帝実録』)のように「お互いに通報する」という意も散見している。

4 造語法で見る「共通」

上記のように、古代中国語における「共通」の使い方は実に多種多様で、これらをまとめると、下記のようになる。

共	通	用例
A 共に、お互いに	通好、往来する	用例3
B 共に、お互いに	通じる	用例4、5
C 共に	密通、私通する	用例6、7
D 併せて、全部	精通する	用例8〜10

E 全部 用例11〜15

F 共に 共通金門籍

G お互いに 通報する 共通庫遺失銀兩

Eを除く「共通」の造語法を分析すると、いずれも「副詞+動詞」という構造である。つまり、「共」は「ともに、あわせて」という意を表し、後にくる「通」の意によって、様々なバリエーションを呈している。これに対して、E「全部、合計」の意を表す「共通」は全く違うタイプであり、注目すべきである。これは「副詞+動詞」ではなく、「副詞+副詞」という並列構造であり、つまり「共」も「通」もいずれも「あわせて、全部」という意を表すものである。

副詞の「通」については『漢語大詞典』⁷⁾に次のような記述がある。

若非天然聚会、怎想今日得大将趙雲。趙雲兵三千、通有五千軍。 (『三国志平話』作者不詳 一元)

訳文…巡り合わせの邂逅でなければ、本日、名將の趙雲が俺の家来になれるものか。趙雲の兵力は三千、これで合計五千となる。

金剛經凡六訳、今多行鳩摩羅什本、通五千二百八十七言。

(『金剛經書後一』惲敬 清)

訳文…『金剛經』はおおよそ六種の訳本があり、いま流行っているのは鳩摩羅什本、合計五千二百八十七字がある。

古代中国語における「共通」の意は多様であるが、「合計、全部」を意味する「共通」を除くと、いずれも使用頻度が非常に低い。そのため、「合計、全部」の意以外の「共通」は語として熟

していない、臨時的な組み合わせであると考えるべきである。

5 同義語の「共通」と「通共」

他方、「副詞+副詞」の並列構造である〈合計、全部〉の意を表す「共通」は、使用数も多く、また副詞としての独立性を有していることから、一語と見做すべきであろう。しかし、その出典を見ると、漢籍は『春秋左伝正義』のみで、他はいずれも『朴通事諺解』、『老乞大諺解』、『朝鮮王朝実録』という朝鮮における漢文の記録である。たとえば、『朴通事諺解』の「通事」は〈通訳〉という意で、「朴」は朝鮮においてよく見られる苗字である。『老乞大諺解』の「乞大」は中国北部に居住したモンゴル系の遊牧民族・契丹(Khitai)の音訳で、「老乞大」は〈中国通〉という意である。

用例 11 ～ 15 の共通

意味	出典	性格	回数
合計、全部	『春秋左伝正義』	漢籍	1
合計、全部	『朴通事諺解』	朝鮮王朝の漢語教科書	1
合計、全部	『老乞大諺解』上巻	朝鮮王朝の漢語教科書	5
合計、全部	『朝鮮王朝実録』	朝鮮王朝の漢文記録	12

実は現代中国語では〈合計、全部〉を意味する「共通」という使用はない。古代中国においても、管見によれば、上記の『春秋左伝正義』の一例のみである。このような『老乞大諺解』などの朝鮮における漢文の記録に見られる「共通」は、可能性として「通共」の字順反転語であり、朝鮮における独特の表現かと考え

られる。

『漢語大詞典』では「通共」⁸⁾について次のように記されている。

(1) 全部、一起。(全部、一緒)

* 漢書・遊俠伝・原涉(八〇年頃)〈班固〉「天下殷富、大郡二千石死官、賦斂送葬皆千万以上、妻子通共受之、以定産業。」

(2) 共計、一共。(合計、全部)

* 水滸伝(元末明初)〈施耐庵或は羅貫中〉「王慶勢愈猖獗……通共占据八座軍州、八十六个州県。」

* 紅樓夢(清代初期)〈曹雪芹・高鶚〉三「我已經五十歲的人、通共剩了他一個。」

* 困獸記(一九四五年)〈砂汀〉「備通共才好幾畝庄稼啦!」

また一九世紀に成立した宣教師の『英華字典』においても、これを克明に記録している。たとえば、Doolittle の『英華萃林韻府』⁹⁾には「Total, the sum 通共、共計、合共、一總、共計」、Wilhelm Lobscheid の『英華字典』¹⁰⁾には「general 統的、通共、公概」とある。

『老乞大諺解』では「共通」のほか、下記の(16)～(18)のように「通該」「通是」、また「通+数量詞或は数量疑問詞」のような表現も見られる。こうした表現は管見によれば古代中国語にはほぼ皆無の状態である。また、中国語では普通に使われていた「通共」が『老乞大諺解』では見られないことを考えると、〈合計、全部〉の意を表す「共通」は当時の朝鮮における独特の表現と理解してよからう。

(16) 草十一束、每束十箇錢、該一百一十錢、通該五百箇錢。

(17) 二十箇錢燒餅、三十箇錢羊肉、通是五十箇錢。

(18) 你通幾箇人幾箇馬？我共通四箇人、十箇馬。車子有麼？車子沒。

実は『老乞大諺解』ではこうした朝鮮における独特の表現が他にもあり、前掲(13)の「別處快鋤刀借一箇來」は、正しい中国語表現ではSVO語順の「快從別處借一箇鋤刀來。」(早く別の所から草切を一個借りてきてください。)である。原文で、目的語の「鋤刀」(草切り)が動詞の「借」(借りる)の前にくるのはSOV語順の朝鮮における独特の表現と見られるのである。

6 近代中国語における「共通」

近代中国語における「共通」の使用状況について、彫龍中国古籍数据库、中華經典古籍庫などのデータベースを利用しつつ、『申報』を中心に調べてみると、だいたい一九〇六年を境として「共通」が「申報」に爆発的に登場してくる。その意味は「相通する、全てに通じる」が中心であるが、「往来しあう、交流しあう」などの例も少し見られる。

(19) 日本憲政黨根津嘉一郎、日前於代議士總會提出設立日清行者其初則與經濟上有密切的關係、其結果必延之於政治上的關係。
(申報 一九〇六年三月)

(20) 甲與乙有共通之權利。即共同權也。又如著者與書肆共通而有某書之版權。亦即共同權也凡有權利者於權利如何行使處分之實用上以區別此點爲必要。
(申報 一九〇六年四月)

(21) 世界語者萬國共通人類統一之語、也躋五洲於同堂、洽感情於寰宇、舍此其焉屬哉。
(申報 一九〇九年三月)

(22) 擬每年六月內各省推員到上海聚會、就各省利害共通之議案、互相研究以謀一致。
(申報 一九一〇年一月)

(23) 故爲此協約即冀其與日英同盟條約相似、而以保全支那維持商業均等主義、保全在支那之共通與相互之利益爲口實、且確定白令海峽斐律賓樺太等處兩國之漁業權。
(申報 一九一〇年五月)

(24) 每年八月開常會一次其應行議決及商榷之事件如左一關係全國報界共通利害問題二須用本會全體名義執行之對外事件三對於政治外交上言論之範圍四修改章程。
(申報 一九一〇年九月)

(25) 今日以後來往益繁、貿易益盛。經濟上不認國家之藩籬、利害業已共通。即如政府與政府之交涉、有時硬塞亦得由國民利益上調攝疏通。
(申報 一九一〇年九月)

(26) 本書有四長、一可爲完全法學專就法理觀察無政治見解歷史感情攙於其間。二可爲世界法學說明世界共通法理、不偏於一國一地之特別情形。
(申報 一九一〇年十一月)

(27) 一曰以音樂化其各個性而成一共通性也。兒童之性。彼此各殊。今化以統一之音樂。唱則俱唱。止則俱止。養成其共同一致之習慣。
(申報 一九一一年二月)

(28) 二日本人爲尊重日清兩國共通之利益、當注意今回之日清借款法。
(申報 一九一一年四月)

注…*が付いているところは筆者が、中国語として不自然な表現と判断したものである。現代中国語なら「共同」とすべきであ

る。

内容

意味

19 資本之共通

資本の往来、交流

* 利害之共通相伴

利害が共にある

* 甲與乙有共通之權利

甲と乙に相通する權利

* 共通而有某書之版權

とある本の版權を同時に持つ

21 萬國共通、人類統一之語

万国に通じる、人類統一の言葉

* 各省利害共通之議案

各省の利害に相通する議案か

23 在支那之共通與相互之利益

支那に相通する及び相互利益

* 全國報界共通利害問題

全国新聞界に相通する利害問題

25 利害業已共通

利害が既に相通する

26 說明世界共通法理

世界に通用する法理を説明する

27 而成一共通性也。

音楽が個々の個性を通性にして
くれる

28 * 日清兩國共通之利益

日清两国に相通する利益

7 申報に見られる不自然な使い方

2で既に述べたように、『漢語大詞典』の最初の例文「極端言之、即一家族以外之社會的共通事業、亦非所問也。」(『論中國教育之主義』劉顯志 一九〇七)の「共通事業」が中国語としては不自然で「共同事業」とすべきであるが、『申報』にはそのような現代中国語として不自然な使い方が数多くみられる。下記の表でその問題点を説明するとともに、「共通相伴&共同相伴」、「共通權利&共同權利」などを、北京大学のCCL現代中国語データベース

で検証した結果も併せて示しておく。

利害之共通相伴

意味不明、強いて言えば「共同」の方がよい。

共通相伴0件

共同相伴0件

共通之權利

現代中国語では「共同」とすべき

共通權利0件

共同權利2件

共通而有

現代中国語では「共同」とすべき

共通擁有0件

共同擁有1七五件

利害共通之議案

意味不明、強いて言えば「共同」の方がよい。

共通與相互之利益

現代中国語では「共同」とすべき

共通利益一件

共同利益二五七五件

報界共通利害問題

現代中国語では「共同」とすべき

共通利害0件

共同利害七件

注重全國之共通問題

現代中国語では「共同」とすべき

共通問題一件

共同問題一三七件

共通担保抵押

現代中国語では「共同」とすべき

共通担保0件

共同担保四件

人類之共通性質

現代中国語では「共同」とすべき

共通性質0件

共同性質七件

上記の表を見ればわかるように、二〇世紀初頭の『申報』に見られる「共通相伴・共通權利・共通擁有・共通利益・共通利害」などの表現は現代中国語ではすでに消滅し、その代わりに「共同擁有・共同利益・共同問題」などとして使用されている。『申報』には現代中国語としては不自然な使い方は、紙幅の関係で一々列挙しないが、ほかにも数多く見受けられる。

さて、近代中国語において「共通」は不自然な用例が多く、し

かも一九〇六年を境として突如おびただしく使用されるのである。最初の例文(19)が、日本側が清国に日清銀行を設立すると建議したという内容であることを考えると、「共通」が中国語内部で独自に変化したのではなく、日本語からの借用語である可能性が非常に高い。しかし、来華宣教師たちによる造語の可能性も否めない。しかし、宣教師たちによる英華字典を精査しても「共通」という語は見当たらず、Wilhelm Lobscheidの『英華字典』と井上哲次郎の『増訂英華字典』では、「common、共、通」としてはいるが、これはあくまでも同義関係の「共」と「通」を羅列したものと見られる。

8 古典日本語における「共通」

古典日本語における「共通」について、ジャパンナレッジ、東京大学史料編纂所、日本古典書籍庫などのデータベースを利用して精査したところ、確実に「共通」と確定できたのは以下の三件であった。

- (29) 康和三年冬十一月、承保上皇於鳥羽離宮啓講場。耀尚少。擢應遴選。耀善筆翰。梵漢共通。延久五年。成尋法師入宋。索耀寫梵字曼荼羅。又多書楷字。

〔元亨釈書〕虎関師鍊 一三三二年)

釈慶耀という方は若いけれど、筆と文章に長けていて、梵語にも漢語にも精通するという内容であり、この「共通」は〈共に通じる〉の意と解釈される。

- (30) 蠟梅双萼雪、春桂一枝風、花在公園裡、清香心共通。

〔竹洞先生詩文集〕人見竹洞 江戸前期)
「雪霽手折蠟梅桂枝呈藤君承」という題で読まれた漢詩で、蠟梅、春桂の枝を送り、花の爽やかな香りが、わたしとあなたの心にも通じるだろうという内容で、この「共通」も〈共に通じる〉と解釈される。

- (31) 和朝鮮滄浪洪世泰

良霄歛邈迥、通筆問渚音、月霽秋風爽、玉壺一片心。

壬戌天和三年秋八月二十四日之夕、会滄浪子于客館、剪燭對話初以指画地、後則通筆相笑、両情共通如深交之久。子偶書途中所詠三章以投示之欲和之而自嫌筆語之滯既而到曉相。

〔竹洞人見先生後集〕人見竹洞 江戸前期)

作者は朝鮮人の隠士洪世泰氏と宿で面会し、最初は指で地面に字を書き、後で筆を渡し共に笑い、意気投合してまさに深い交わりのものであるという意で、この「共通」は〈相通ずる〉と解釈される。

このように、古典日本語における「共通」の使用例はわずかであり、それを使用者はいずれも漢文素養の高く、しかも漢文系の文章にしか用いられていないのである。

9 明治期以降の日本語における「共通」

現代日本語における「共通」は〈二つまたはそれ以上のものどれにもあてはまること〉という意となっているが、明治期においては多種多様な意味で用いられ、「共同」や「共有」などの境界線も必ずしも明確ではない。

9.1 現代日本語に繋がる「共通」

(32) 第十四章 万国共通貨幣 終二万国同一ナル貨幣制度ノ行
ハルヘキニ至ルコトヲ心ニ認メサル可カラス巳ニ今日ニ於テ
万国共通ノ諸般ノ制度著々行ハレ来リ。
〔貨幣論〕長崎剛十郎 一八八一年)

全世界のグローバル化に伴い、国の壁を越えた世界の各国に通
じる諸々の制度が着々と設けられ、ここで言う「万国共通」の貨
幣もまさにその一例である。ここでは〈二つまたはそれ以上のもの
のどれにもあてはまること〉の意と解釈される。また、下記の
用例(33)の「共通の通し切符」と(34)の「共通切符」はいず
れも〈ある範囲で通用する〉という意である。

(33) 日本郵船会社定期船と接続して船客貨物を互換し殊に御便
利の爲め両社結約の上船客貨物とも共通の通し切符と発行
し。
〔朝日新聞 一八九三年一月二十五日〕

(34) 呉服屋共通切符 過日組織したる東京呉服商組合は目下六
百余軒あり今度右組合中共通の呉服切符を發行する事とな
り。中略。甲店にて呉服切符を買入れ乙店其他何れにても組
合員中なれば其切符を以て呉服物を買入れる事を得せしむる
便法。
〔朝日新聞 一八九六年三月三十一日〕

筆者の調査した範囲では、だいたい一八七〇年代の後半から
「共通」が文献に見られ始め、その一つの使い方は上記の〈二つ
またはそれ以上のものどれにもあてはまること〉という意味
で、これが現代日本語につながっている。しかし、現代日本語で
は見られない他動詞の用法も散見する。

(35) 関門税関手續共通 関門開港区域を異にしたるが爲め不便
少なからず然れば税関手續きを共通する様請願せんと有志者
協議中なり。
〔朝日新聞 一八九九年八月十日〕

「税関手續きを共通する」ということは、現代日本語では「税
関手續きを共通のものにする」、「税関手續きを共通化する」、あ
るいは「税関手續きを共通させる」に当たる。

9.2 「共同」、「共有」などと混同される「共通」

現代日本語での「共通」は「共通点」「共通問題」のように連
体修飾語として使われていることが多く、連用修飾語としては使
われない。一方、「共同」は〈複数の人や団体が、同じ目的のた
めに一緒に事を行うこと〉を意味し、「共同で〜する」、あるいは
「共同作業」のように、専ら連用修飾語として使われる。しか
し、明治初期において「共同」と「共通」の区別は必ずしも明確
ではなく、今日から見ればやや違和感のある使用例も少なくない。

(36) 一物ニテ共通所有者アル財産ヲ人数ニテ分子之ヲ所有トス
ルニ於テ争論ヲ生スルアリ法律上ニテ各ノ分料ヲ定ムル規則
ヲ設ケタリ。〔法律概論〕卷之上中金正衡 一八七八年)

ここの「共通所有者」は現代語では「共同所有者」と言うべき
であろう。朝日新聞記事データベース間蔵Ⅱビジュアルで検索し
たところ、「共通所有」は一件だけであるのに対して、「共同所有」
の方は四五四件もヒットした。

(37) 線路共通使用の協議 其協定書によれば一共同使用の区域
は市街鉄道会社に特許せられたる線路中神田区須田町角より
萬世橋南手に至る迄の間に於て延長線約百五十間とす、一共

同使用中は軌道の布設電力の供給及修繕保存等凡て東京電車鉄道会社の負担とし、(朝日新聞 一九〇三年九月十五日)

この題は「線路共通使用の協議」であるにもかかわらず、文中では「共同使用」という表現が二回も使われている。その他にも、一八九七年の朝日新聞で数回報道された東京海上、日本海陸、帝國海上三保険会社による「共通計算」も実際は「共同計算」のことである。

(38) 第七十四条 婚姻ノ契約ニ因リ特別ニ処分セシ財産ヲ除クノ外夫婦同室セシ日ヨリ其夫婦ノ間ニ適法ノ財産共通有リトス。

第七十六条 共通財産ノ負債ト成ル物ハ婚姻ヲ成ス前又ハ其婚姻ヲ成ス時配偶者ノ為シタル諸負債トス。

〔荷蘭国民法〕アントワヌ・ド・サンジョセフ著 司法省蔵版 一八八二年)

第七十四条の「財産共通」と第七十六条の「共通財産」は現代語でならば、「財産共有」と言うべきであろう。これを朝日新聞記事データベースで検索したところ、「共有財産」は一七七件、「共通財産」は六十件であった。また、下記の用例39の「共通」も現代語では「共有」に当たる。

(39) 当局者は市内の教育費は総て共通とし市住民の子弟は其使用すべき小学校を限らることなく何れの小学校にも登ることを得ることと為す。(朝日新聞 一八九九年九月十三日)

(40) 万国子午線会議にて英国グリーンニッチ子午線を普通の経度零点として採用することを可決せし旨は已に先号に掲げしが。

(朝日新聞 一八八四年十一月十八日)

文中の「普通の経度零点」は今日では「共通の経度零点」とすべきであるが、「普通」を使うのは当時において両者の区別が必ずしも厳然としていなかったからであると考えられる。たとえば、『附音插图英和字彙』(柴田昌吉 一八七三)¹⁶⁾では common の訳語に「通例ノ、普通ノ、平常ノ、一般ノ、凡俗ノ」が挙げられている。

9.3 その他の「共通」

(41) 資本の共通茲に行はれ、商工業の發達に極めて利便を與へたるものなりと云はざるべからず。

〔外資輸入国としての日本〕近藤廉平 一九〇一年)

(42) 第三に米、鹽の如き必需の食料品は成るべく内國にて事足るやうにするを得策とす。人或は曰く今日は經濟關係に於て世界共通の時代に入れり、宜しく彼れの長を採りて我れの短を補ふべし。〔行政及税制整理〕元田肇 一九〇九年)

(43) 親子共通 土佐幡多郡七郷某年六十余酌婦を落籍せしめて息子の妻となし親子共通和氣諒然たりと敗倫の極。

(朝日新聞 一八九八年五月二十九日)

(41) (42) の「共通」は「相通じる」というより、「往來しあう、交流しあう」と解釈すべきであり、また(43)の「共通」は「共に私通する」という意味である。

10 まとめ

古代中国語においては、『漢末英雄伝』(王粲 約二〇八年)に

「共通」という組み合わせで、〈往来しあう、通好しあう〉の意で古く用いられた。他にも〈方法や理が通じ合う〉、〈共に密通する〉、〈共に通う〉など様々なバリエーションを呈していたが、これらはいずれも語としてまだ熟しておらず、臨時的な組み合わせであった。一九〇六年以降頻繁に中国語に登場してきた「共通」は中国語内部の独自変化と考えにくく、日本語から借用した語である。一方、日本語においては江戸時代までの使用はほぼ皆無の状態であったが、明治期に入り、〈相通じる、全てに通じる〉という意を中心にして使われ始め、現代語の「共通」に繋がる。そして、当時「共通」は「共同」、「共有」、「普通」などの語との境界線は必ずしも明確ではなかった。

現代中国語で「共通」がほぼ「共同」に侵食されていて、あまり用いられないのに対して、現代日本語では「共通」がそのまま用いられている。それは日本語における「共同」が〈複数の人や団体が、同じ目的のために一緒に事を行ったり、同じ条件・資格でかかわったりすること〉という意で、「共通」とは重ならないのに対して、中国語における「共同」の意味ははるかに広い。〈一緒に事を行う〉だけではなく、〈共有〉(中国語の「夫婦共同財産」は日本語でなら「夫婦の共有財産」に当たる)、〈相通じる〉、〈全てに通じる〉までも含まれている。旧来の「共同」が意味的に「共通」をカバーでき、しかも発音がいずれも「GONG TONG」であるために、現代中国語において「共通」はあまり使われていないと考えられるのである。

注

- (1) 訳文は筆者によるもの、以下同様。また体裁を統一するため、「漢語大詞典」の辞書記述を「日本国語大辞典」風に整え、また用例の成立年代も調べて付した。
- (2) 『漢語大詞典』では用例の成立年代が付されていない。王忍之他の『辛亥革命前十年間時論選集』第二卷(三聯書店 一九六〇)によると、劉顯志の「論中國教育之主義」は一九〇七年の『中國新報』に載せられた。また楊景玉の「近代教育的肇端、發展及現代啓示」(内蒙古師範大学学报二〇一四年九期)にも同様の指摘がある。
- (3) 現代日本語における「共通事業」の用例調査には朝日新聞記事データベース間蔵IIビジュアルを用いた。
- (4) 佐藤亨『現代に生きる幕末 明治初期漢語辞典』(明治書院 二〇〇七) 一八九頁。
- (5) 水澤周訳注『現代語訳特命全權大使米歐回覧実記』(慶應義塾大学出版会 二〇〇八) 七十九頁。
- (6) 琊邪相は官職名。琊邪は中国にかつて存在した郡。秦代から唐代にかけて、現在の山東省東南部と江蘇省東北部にまたがる地域に設置された。
- (7) 羅竹鳳他『漢語大詞典』(上海辞書出版社 一九八六) 第十卷九二一頁。
- (8) 羅竹鳳他『漢語大詞典』(上海辞書出版社 一九八六) 第十卷九二五頁。
- (9) 盧公明 (Justin Doolittle) 『英華萃林韻府』(Foonhow Rozario, Maral and Company 一八七二) 四九七頁。
- (10) 羅存徳 (Wilhelm Lobscheid) 『英華字典』(Hong Kong The Daily press office 一八六六～一八九九) 三三三頁。
- (11) 一八七二年四月三十日創刊、一九四九年五月二十七日廃刊。

中国近現代史の百科全書と言われるほど重要な新聞。

- (12) 羅存徳 (Wilhelm Lobscheid) 『英華字典』 (Hong Kong The Daily press office 一八六六—一八六九) 八九〇頁。
- (13) 井上哲次郎 『增訂英華字典』 (藤本氏蔵版 一八八四) 五四七頁。
- (14) 中金正衡 『法律概論』 (真宗東派本願寺 一八七八) 六四頁。
- (15) 朝日新聞における初回報道は一八九七年一月十二日の六頁三段、題は「海上保険の共通計算」。
- (16) 柴田昌吉 『附音挿図英和字彙』 (日就社 一八七三) 一七六頁。

(こしんしょう 大学院博士後期課程在學生)